

尾三衛生組合特定事業主行動計画

令和 2 年 4 月 1 日

尾 三 衛 生 組 合

尾三衛生組合における特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、尾三衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課人事庶務係を担当課とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、以下のとおり目標を設定する。

なお、数値目標については、計画期間の最終年度となる令和 6 年度末を目標年次として設定する。

(1) 女性職員の採用

ア 数値目標

採用試験において、受験者における女性の割合を 25% 以上とする。

イ 取組内容

採用試験実施時において、女性が活躍できる職場であることを広報誌（美化だより）やホームページ等で周知する。

(2) 年次有給休暇の取得

ア 数値目標

年次有給休暇の目標平均取得日数が12日（1月あたり1日以上）を下回らないようにする。

イ 取組内容

(ア) 課長等は、部下の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得の促進に努める。

(イ) 月曜日または金曜日など週休日や国民の祝日を合わせた年次有給休暇の取得の推進を図る。

(3) 子どもの出生時における父親の休暇取得の推進

ア 数値目標

妻が出産する場合の特別休暇について、休暇取得率を100%とする。

イ 取組内容

(ア) 休暇に関する資料を配布し、周知を徹底する。

(イ) 所属長及び担当課は個人のプライバシーに配慮しつつ、対象職員に対して育児に伴う休暇・休業の取得を積極的に勧奨する。

(4) ハラスメント等への対策

ア 数値目標

ハラスメント等を防止するための規程を制定する。

イ 取組内容

(ア) ハラスメント等を防止するための要綱を制定する。

(イ) ハラスメント等に関する相談窓口を設置し、担当職員は個人のプライバシーに配慮しつつ対策を講じる。